平成２５年（フ）第９号
広島県福山市神辺町字湯野1798番地１
債務者　津島　昭子
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀬尾　義裕
４　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月７日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３５１号
横浜市南区永田台27番14号
債務者　山本　正寿
１　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　　尚
４　破産債権の届出期間　平成25年４月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月20日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０３号
東京都小平市小川東町１丁目21番15号
債務者　塩　　芳和
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　麻生　　光
４　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月24日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０４号
東京都小平市小川東町１丁目21番15号
債務者　塩　弥一郎
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　麻生　　光
４　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月24日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０５号
東京都小平市小川東町１丁目21番15号
債務者　塩　　春枝
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　麻生　　光
４　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月24日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
静岡県富士宮市杉田680番地の３
債務者　渡邉　政俊
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩谷　知一
４　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月27日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６９号
兵庫県洲本市本町６丁目３番23号
債務者　新田　　純
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水原　祥吾
４　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第９０号
新潟市西区小針５丁目６番１号
債務者　白川　良一
１　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米山　一史
４　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午前10時40分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０９号
広島市中区南千田西町４番13―301号　第一福田ビル
債務者　渡邉貴和子
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桑原　　崇
４　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５３号
広島市中区舟入幸町22番４号
債務者　井上　榮藏
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒井　秀則
４　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月４日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４５号
神戸市兵庫区湊川町６丁目２番23号、従前の住所神戸市兵庫区湊町１丁目４番18―1003号
債務者　筒井　嘉隆
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大島　智子
４　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７号
兵庫県たつの市龍野町大道285番地
債務者　尾西　静男
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　二郎
４　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午後４時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第７号
兵庫県洲本市由良３丁目10番21号
債務者　ハマウラ電機こと　浜浦　完一
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富本　和路
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係